

Bリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第77条に基づき、Bリーグにおけるチーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰ならびにBリーグの発展に功労のあった者に対する表彰に関し定める。

第2条〔クラブ表彰〕

(1) B1リーグ戦およびBリーグチャンピオンシップの結果により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。対象クラブが重複する場合には、それぞれの賞金の合計額を授与する。

- ① 年間優勝：賞金 50,000,000円 チャンピオントロフィー、
チャンピオンリング、日本バスケットボール協会会長杯
- ② 年間準優勝：賞金 20,000,000円
- ③ 年間ベスト4（優勝・準優勝クラブを除く）：賞金 7,500,000円
- ④ チャンピオンシップ出場（ベスト4以上のクラブを除く）：
賞金 5,000,000円
- ⑤ レギュラーシーズンカンファレンス優勝：賞金 10,000,000円

(2) B2リーグ戦およびB2プレーオフの結果により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 年間優勝：賞金 10,000,000円、優勝トロフィー
- ② 年間準優勝：賞金 3,000,000円

第3条〔リーダーズ表彰〕

(1) B1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金を授与する。

- ① 得点王：賞金 300,000円、記念品
- ② アシスト王：賞金 300,000円、記念品
- ③ リバウンド王：賞金 300,000円、記念品
- ④ スティール王：賞金 300,000円、記念品
- ⑤ ブロック王：賞金 300,000円、記念品
- ⑥ ベスト3P成功率賞：賞金 300,000円、記念品
- ⑦ ベストFT成功率賞：賞金 300,000円、記念品

(2) B2リーグ戦における前項各賞の受賞者を選考し、記念品を授与する。

第4条〔個人表彰〕

(1) B1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金および記念品を授与する。対象

者が重複する場合には、それぞれの賞金の合計額を授与する。

- ① レギュラーシーズン最優秀選手賞： 賞金 1,000,000円、記念品
 - ② レギュラーシーズンベストファイブ：賞金 1人当たり 300,000円、記念品
 - ③ チャンピオンシップ最優秀選手賞： 賞金 1,000,000円、記念品
 - ④ ベスト6thマン： 賞金 200,000円、記念品
 - ⑤ 新人賞： 賞金 200,000円、記念品
 - ⑥ ベストディフェンダー賞： 賞金 200,000円、記念品
 - ⑦ ベストダンクシュート賞： 賞金 200,000円、記念品
 - ⑧ 最優秀ヘッドコーチ賞： 賞金 300,000円、記念品
 - ⑨ 最優秀審判賞： 記念品
- (2) B2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。
- ① レギュラーシーズン最優秀選手賞
 - ② プレーオフ最優秀選手賞
- (3) 前2項の受賞者は、第1項第7号を除き、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。第1項第7号はファン投票により決定される。
- (4) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品を授与して表彰を行うことができる。
- (5) 上記以外に、理事会が特に必要と認めた個人および団体に対して表彰を行うことができる。

第5条〔功労者表彰〕

- (1) Bリーグの発展に功労があった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、①クラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、または②チェアマン自らの推薦に基づき、理事会が決定する。

第6条〔Bリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰等を表彰するBリーグアウォーズは、チャンピオンシップ終了後に行う。
- (2) Bリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Bリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Bリーグ「旅費規程」に基づきBリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりBリーグが負担する。

- ① 国外から国内および国内から国外の移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Ｂリーグ旅費規定に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Ｂリーグ旅費規定に基づく）。ただし、３泊分を上限とする
- (4) Ｂリーグアウォーズには、バスケットボール担当記者、ゲームディレクター、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他関係者を招待する。

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施行〕

本規程は、平成28年9月7日から施行する。